

古代インドのパラモン

—生活の理想と現實—

山崎元一

窪添慶文

北魏の地方官について

—州刺史の等級を中心に—

パラモンを第一とする四ヴァルナ制度が成立したのは、後期ヴェーダ時代（前一〇〇〇—前六〇〇年頃）のことである。それ以後、バラモンは、正統派思想の擔い手として、インドの傳統的身分秩序の最高位を維持してきた。この間、彼らの地位は必ずしも安定したものではなく、非正統派宗教の興起や外民族の侵入などによる危機に、しばしばさらされてきた。バラモンがこうした危機を乗り切ることができたのは、この集團のもつ柔軟性に負うところが大きい。彼らはパラモン至上主義の理想を掲げつつ、現實においては、その理想と相反する妥協さえも辭さぬ臨機應變ふりを示したのである。混成宗教ヒンドゥー教は、こうした過程で形成されたといえよう。バラモンのもつこのような柔軟性を最もよく示すものに「窮迫時の法（*apad-dharma*）」がある。この法のもとでバラモンは、本來は非合法とされるさまざまな生活手段——下位ヴァルナの職業に従事することなど——で家族を養うことが認められた。「窮迫時の法」は、ヴァルナ制度の理想と、現實の雑多な生活との間の矛盾を解決して、ヴァルナの秩序——バラモンの理想とする身分秩序——を維持してゆくための有効な理論であった。本發表では、「律法經」（前六〇〇—前三〇〇年頃成立）、『マヌ法典』（前二〇〇—後二〇〇年頃成立）、後期ヒンドゥー法典（一〇〇—四〇〇年頃成立）に見出される「窮迫時の法」を紹介する。

北魏の刺史は宣武帝以降三等に分けられ、それぞれ正三品、從三品、正四品下であった。ただし、各州の刺史が上、中、下のいずれに該当するのかは明らかでない。刺史任官者の就任前後の官職を検討すると、正三品以上の官職から就任し正三品以上の官職に遷る者が多い州、正四品上以下の官からの就任のみが記録されている州といった相違がある。そこで前者を上州、後者を下州、それ以外の州を中州と考えると、この區別は各刺史の帯びる將軍號の上下關係とほぼ對應しており、また、複数の州の刺史となった場合の前後關係にもほとんど矛盾が生じない。

孝文帝末までの刺史については、幾等に分かれていたかも不明であるが、同様の作業を行うと、少なくとも上下の相違があったことは確實である。このうち上州と思われるものは宣武帝以後の上州をほぼ網羅しているが、そのほかに中州をも三州含んでいる。この三州はいずれもも鎮が置かれ、州となっても鎮が併置されていた。このことは孝文帝の改革までは州の地位、州刺史の等級の決定にも軍事力が大きな影響を與えていたことを示すであろう。